

飯能市図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、飯能市図書館が、市民の生涯学習活動を支援するため、図書、記録その他の図書館資料の収集に関し、必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 資料の収集は、「図書館の自由に関する宣言」(社団法人日本図書館協会決議)の精神を尊重して行う。
- (2) 市民の要望にこたえるため、図書の発行状況等を踏まえ、他の図書館との連携協力にも配慮して図書館機能が十分發揮できる種類及び量の収集に努めるとともに、郷土資料、新聞、雑誌等多様な資料の収集に努める。

3 資料の種類

図書館が収集する資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書(児童図書には、紙芝居を含む。)
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土資料
- (4) 障害者用資料
- (5) 視聴覚資料

4 資料の収集

資料の収集に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 図書館の規模及び性格に応じた蔵書構成に留意するとともに、利用傾向及び利用者のニーズにも配慮する。
- (2) 年間の購入計画に基づき行う。
- (3) 多様な対立する意見のあるものについては、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (4) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除したりしない。
- (5) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (6) 個人、団体、組織等からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制しない。
- (7) 学習参考書等図書館資料としてふさわしくない資料は、基本的に収集しない。

5 資料別収集方法

(1) 一般図書

ア 入門的資料から専門的資料まで特定の分野及び内容に偏らず、広く市民の教養、調査研究、娯楽等に供することのできるもの

イ 話題性のあるもの及び社会経済情勢に即応したもの

(2) 児童図書

ア 子ども達に読書の楽しさと出会いをつくり、豊かな感性と創造性を育むことのできるもの

(3) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要な全国紙、地方紙、スポーツ紙及び児童生徒を対象としたもの

イ 雑誌は、各分野の基本的なもの及び児童生徒を対象としたもの

ウ その他の逐次刊行物は、必要に応じて収集する

(4) 郷土資料

ア 本市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、地図等の各分野にわたるもの

イ 埼玉県及び県内の各市町村に関する資料は、基本的なもの又は本市の文化、経済、市民生活等に深いかかわりのあるもの

(5) 図書館利用に障害のある人のための資料

録音資料、大活字本等障害に応じたサービスに供するもの

附 則

この収集方針は、平成12年5月1日から施行する。